



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十六年度東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部財政課)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………七
- 開発行為に関する工事を完了……………七
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………八
……………(東京都職員共済組合)……………

告示

●東京都告示第千五百九十九号

平成二十六年十一月二十一日地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定により専決処分した平成二十六年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二日

東京都知事 外 添 要 一

専 決 平成26年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

平成26年度東京都一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,303,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,676,247,504千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08 国庫支出金		374,900,709	6,303,000	381,203,709
	03 委託金	10,092,603	6,303,000	16,395,603
歳 入 合 計		6,669,944,504	6,303,000	6,676,247,504

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		182,374,000	6,303,000	188,677,000
	05 選挙費	378,000	6,303,000	6,681,000
歳 出 合 計		6,669,944,504	6,303,000	6,676,247,504

●東京都告示第千六百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号 有限会社弘光

(二) 代表者氏名 代表取締役 大西 弘子

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区坂下二丁目十五番十四号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八三九四三号

(五) 免許年月日 平成二十一年十二月十七日

二 処分年月日 平成二十六年十一月二十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千六百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千二百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

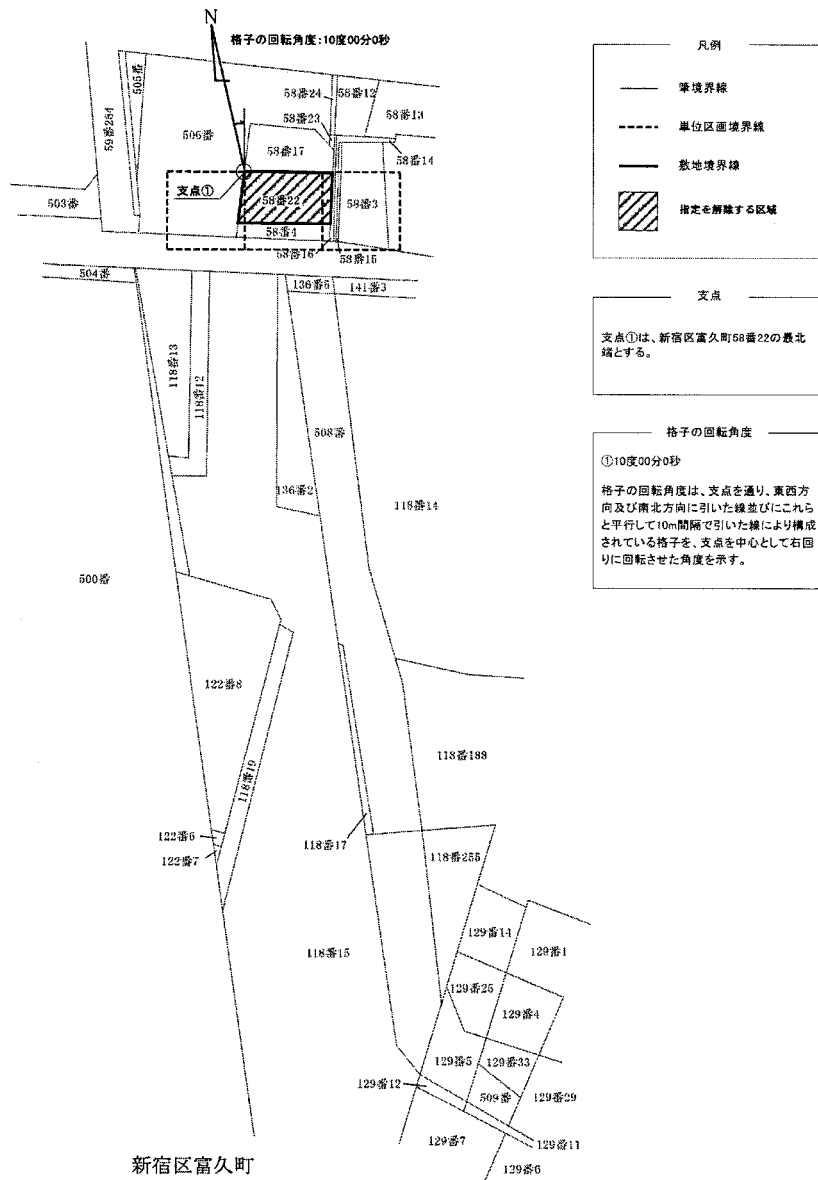
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区富久町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千六百二号

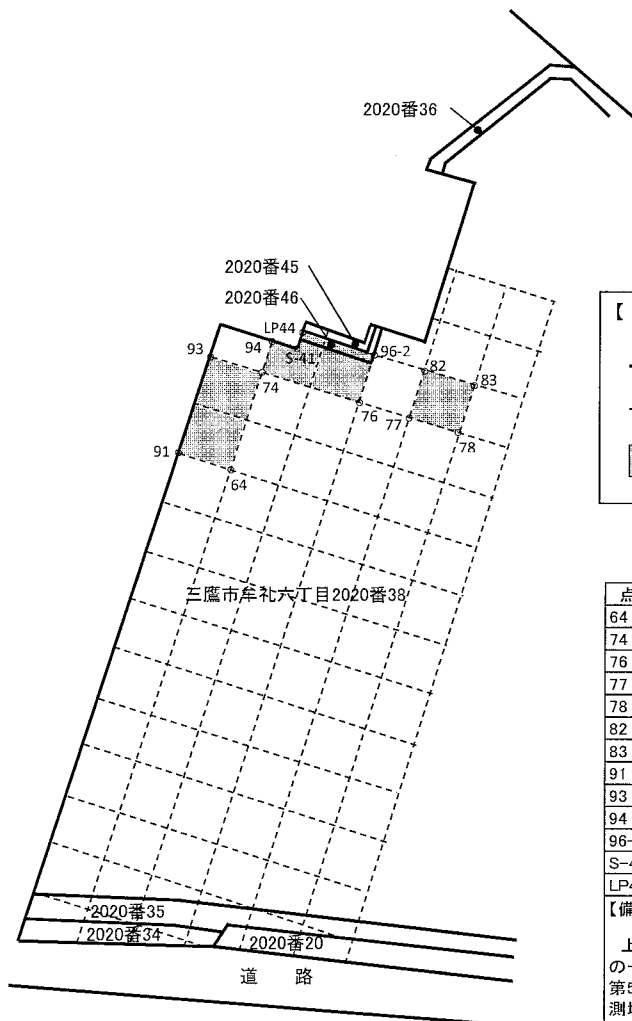
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第九百二十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市牟礼六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【 凡 例 】

- 筆 界
- - - 単位区画境界
- 指定を解除する区域

座標一覧表

点No.	X座標	Y座標
64	-34936.348	-23226.777
74	-34942.433	-23207.723
76	-34961.487	-23213.808
77	-34971.014	-23216.850
78	-34980.541	-23219.893
82	-34974.057	-23207.323
83	-34983.584	-23210.366
91	-34926.745	-23223.710
93	-34932.887	-23204.674
94	-34944.609	-23200.911
96-2	-34964.528	-23204.291
S-41	-34949.371	-23202.249
LP44	-34950.067	-23199.672

【 備 考 】

上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2條の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 介助派遣事業みんなの広場
- 三 代表者の氏名
松島 賢司
- 四 主たる事務所の所在地
東京都立川市曙町二丁目三十二番三号 立川三和ビル
- 四〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「誰もが自由に安心して暮らせる町づくり」の実現を図るため、多種多様な社会的弱者（障害者等）のニーズに即した、健全者と遜色のない暮らしを送るために要する介助・援助などの活動を行い、それをもって福祉の充実に寄与することを目的とする。（以上原

文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 イノプレックス
- 三 代表者の氏名
藤本 真狩
- 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区成田東二丁目三十番十四号 ハイツアイ ヴィー〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々に対して、科学技術に触れる機会と、社会問題を考える機会を提供することで、環境、教育、健康に関連する社会的意義のある事業に取り組み人材の育成事業を行い、科学技術が有効活用され、様々な社会問題の解決に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 レイプクライシスセンター T S U B O M I
- 三 代表者の氏名
望月 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町一丁目十一番十一号 信ビ

ルディング三階

- 五 定款に記載された目的
この法人は、性暴力の被害者に対する相談・支援等の事業、性暴力予防・撲滅のための啓発事業等を行い、健康、幸福、名誉・人権等の実現・回復等に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 むさし
- 三 代表者の氏名
沼澤 好男
- 四 主たる事務所の所在地
東京都武蔵村山市学園三丁目五十三番地の十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、東北大震災により被災した犬、猫、魚、虫などを保護、管理すること及び被災地の防波堤に苗木を一般市民、会員に育成していただき、植林する活動を目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 世田谷さくら会
- 三 代表者の氏名
粕谷 嘉子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区粕谷四丁目二十番十八号 幸栄マンション
ヨシ三一一号

五 定款に記載された目的

この法人は、東京都を中心とした、精神等障害のある人・高齢者及び家族の保健福祉の向上を図る活動を行い、家族及び社会を明るくし、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人政策会議

三 代表者の氏名

牛尾 湧

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東一丁目二十番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、政府・地方自治体に対して、諸分野における政策の企画、立案及び推進過程における支援事業、

行政効率化を目的とした各種システムの構築及び提供事業、地方議会・国会議員に対する議会質問に関する情報支援事業を行うことにより、日本社会の公益増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人EPO

三 代表者の氏名

森 えりか

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区北加平町二十一番六一五〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立自活するための生活支援、就労支援の事業を展開し、地域における障害者の自立生活と社会参加を推進し、安心して暮らせる社会の実現を目指し、児童福祉、障害者福祉、地域福祉、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メディカルストック

三 代表者の氏名

田辺 克洋

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町二丁目五番二十号 ロワール
大手町九〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域において地震、洪水等の自然災害やテロ等の人為災害の発生により、一般市民の生命、健康、財産、生活権が脅かされ、被災者への救助、救命、援助は充分とは言えず、特に災害医療体制の構築は緊急の課題となつている。我々の豊富な経験と知識により、あらゆる種類の被災者および日本人、外国人を問わず、すべての災害被災者に人道的医療活動の援助を行い、広く公益に寄与することを目的として活動する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人F i g h t 4 u

三 代表者の氏名

平野 厚雄

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南池袋二丁目四十九番七号 池袋パークビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者を主とした障害者に対して、自立支援や療育、保育、就労支援を行い、障害者を扶養する保護者や家族と、各種イベントや交流会を一般市民とともに開催し、いじめ・差別・虐待のない豊かで明るい家庭環境づくりに寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Art Autonomy Network

三 代表者の氏名

嘉藤 笑子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋大伝馬町十三番一号 Creative Hub 131

五 定款に記載された目的

この法人は、従来の芸術施設や組織の枠にこだわらずに広域の芸術領域を基盤とし、国際的な視野で芸術活動推進のためのシステム開発・提言を行うことにより、日本における芸術活動の基盤整備と発展に寄与することを目的とする。また、国内外で広がりをもっている自発的な文化施設やアート活動を組織する団体や個人を、広域な視座による事業展開で支援していくことを目的とする。芸術の自律性を意味する「アート・アウトノミー」を名前に加えていくことで、しなやかにつながる国際的・総合的なネットワークの形成を目指し、自らの活動や体制も自律型組織を追及する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年十二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人自然環境復元協会

二 代表者の氏名

加藤 正之

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目三番十三号

四 認定の有効期間

平成二十六年十一月二十一日から平成三十一年十二月二十日まで

一 名称

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

二 代表者の氏名

有馬 利男

三 主たる事務所の所在地

木山 啓子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町三丁目六番五号 麴町GN安田ビル四階

四 その他の事務所の所在地

(一) 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号

仙台松井ビル六階

(二) 岩手県遠野市早瀬町二丁目五番四十一号

(三) 福島県福島市大森字街道下三十九番一号 チェリー

ハイツカイドー101号室

五 認定の有効期間

平成二十六年十一月二十一日から平成三十一年十一月二十日まで

一 名称

特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク

二 代表者の氏名

長濱 力雄

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区晴海二丁目八番十号

四 認定の有効期間

平成二十六年十一月二十一日から平成三十一年十一月二十日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十六年十二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 住所及び氏名

小平市小川町一丁目三千十五番三から同番六まで
西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

府中市四谷三丁目三十八番十
練馬区石神井町二丁目二十

三

六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

小平市上水本町三丁目千六百十八番十八の一部
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳則

小平市上水南町一丁目四百六十九番二の一部、同番三から同番七まで、四百七十二番二の一部、同番十二の一部、同番十三、四百七十九番の一部及び四百八十番一
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 中井加明三

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

西東京市芝久保町四丁目二番三十三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

府中市府中町三丁目二十三番四
府中市八幡町二丁目十番地の二
鈴木あけの

三鷹市牟礼三丁目八百四番一、同番三、同番四、八百六番二、同番三、同番十二から同番十五まで、八百十一番一及び同番二
代表取締役 藤林 清隆

小平市上水新町二丁目千三百五十三番一
国分寺市北町二丁目十三番地七
榎戸 幸男

府中市白糸台四丁目二十番二、同番三及び同番十七
西東京市芝久保町四丁目二十六番三十三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

府中市西府町三丁目十三番十
立川市泉町九百三十五一

八、同番十九、同番二十一、同番二十三及び同番五十七から同番五十九まで
大和ハウス工業株式会社
支配人 八友 明彦

小金井市貫井南町一丁目二十一番一、同番一地先及び同番五
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

武蔵野市中町三丁目千六百九十五番六
港区赤坂二丁目九番十一号
伊藤忠都市開発株式会社
代表取締役 寺坂 晴男

府中市白糸台三丁目三十七番一及び同番八
武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

東村山市青葉町一丁目十五番六
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

東村山市秋津町四丁目五番八及び同番五十三
西東京市芝久保町四丁目二十六番三十三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東京都職員共済組合の招集について
平成二十六年第三回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。
平成二十六年十二月二日

東京都職員共済組合
理事長 秋山 俊行

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

一 日時 平成二十六年十二月八日 午前十時
二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 南ブロック三・G会議室
三 議事 議案 監事の選出について

雑報

発行 東京都
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 三〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002